

(案)

資料 1 - 3

区域計画の変更の認定申請書

令和 5 年 3 月 1 6 日

内閣総理大臣 殿

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

令和 4 年 12 月 22 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業」に 8 事業を追加する。
- (2) 「その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項」に、「創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

## 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

令和 5 年 3 月 1 6 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

### 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①～⑪ 略

⑫ iMedy 株式会社（福岡市中央区、令和 2 年 11 月 2 日設立）

⑬ DOKOJAPAN 株式会社（福岡市中央区、令和 2 年 12 月 21 日設立）

⑭ 株式会社 xCura（福岡市中央区、令和 3 年 2 月 2 日設立）

⑮ eatas 株式会社（福岡市中央区、令和 3 年 3 月 29 日設立）

⑯ アダプト株式会社（福岡市中央区、令和 3 年 4 月 1 日設立）

⑰ Chiral 株式会社（福岡市中央区、令和 3 年 5 月 6 日設立）

⑱ 株式会社 World X-ing（福岡市中央区、令和 3 年 5 月 31 日設立）

⑲ 株式会社ペンシルイノベーションセントラル（福岡市中央区、令和 3 年 8 月 2 日設立）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(9) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「北九州市イノベーション人材マッチング支援センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置予定】

i) 設置主体：国及び北九州市

ii) 設置場所：北九州市内

iii) 実施体制：民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と北九州市が連携して実施する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・創業者等と、民間企業及び公務員等の専門的知見・スキルを有する人材のマッチング支援
- ・関連する制度、創業者及び人材交流の機会等についての情報提供
- ・北九州市が実施する人材マッチング・スタートアップ支援・テレワーク普及・移住促進・関係人口創出・ダイバーシティその他関連事業との連携

新旧対照表

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業</p> <p>内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例            (国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)</p> <p>区域内において、以下に掲げる創業者(設立の日以後5年を経過していないもの)が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】</p> <p>①～⑪ 略</p> <p>⑫ <u>iMedy株式会社(福岡市中央区、令和2年11月2日設立)</u></p> <p>⑬ <u>DOKOJAPAN株式会社(福岡市中央区、令和2年12月21日設立)</u></p> <p>⑭ <u>株式会社xCura(福岡市中央区、令和3年2月2日設立)</u></p> <p>⑮ <u>eatas株式会社(福岡市中央区、令和3年3月29日設立)</u></p> <p>⑯ <u>アダプト株式会社(福岡市中央区、令和3年4月1日設立)</u></p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業</p> <p>内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例            (国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)</p> <p>区域内において、以下に掲げる創業者(設立の日以後5年を経過していないもの)が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】</p> <p>①～⑪ 略</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p>

<p><u>⑰ Chiral 株式会社（福岡市中央区、令和3年5月6日設立）</u></p> <p><u>⑱ 株式会社 World X-ing（福岡市中央区、令和3年5月31日設立）</u></p> <p><u>⑲ 株式会社ペンシルイノベーションセントラル（福岡市中央区、令和3年8月2日設立）</u></p>	<p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p>
<p>4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項</p> <p><u>(9) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置</u></p> <p><u>内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「北九州市イノベーション人材マッチング支援センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置予定】</u></p> <p><u>i) 設置主体：国及び北九州市</u></p> <p><u>ii) 設置場所：北九州市内</u></p> <p><u>iii) 実施体制：民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と北九州市が連携して実施する。</u></p> <p><u>iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・創業者等と、民間企業及び公務員等の専門的知見・スキルを有する人材のマッチング支援</u></li> <li><u>・関連する制度、創業者及び人材交流の機会等についての情報提供</u></li> </ul>	<p>4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項</p> <p>[加える。]</p>

・北九州市が実施する人材マッチング・スタートアップ支援・  
テレワーク普及・移住促進・関係人口創出・ダイバーシティその  
他関連事業との連携